

米国知財情報紹介

— U.S. v. Arthrex Inc.事件の最高裁判決に基づくUSPTO長官によるレビューの暫定手続 —



1. 背景

連邦巡回区高等裁判所(CAFC)は、2019年10月31日の判決において、USPTOの特許審判官は、米国憲法で大統領による任命が必要とされている上級官吏であることから、USPTOの特許審判官の任命手続は違憲であるとして、原告の特許を無効と判断したUSPTO特許審判部(PTAB)の審決を破棄していた。このCAFC判決に対して、2021年6月21日、米国連邦最高裁判所は、CAFC判決を取り消し、原審決をUSPTOに差し戻す判決を下した。

最高裁判決の概要は、次のとおり。

- 現行の制度の問題は、特許審判官による決定について大統領が(上級官吏を通じて)監督できず、行政権の行使に対して政治的説明責任を果たせない点。
- 特許法第6条(c)3の「再審理は、特許審判部のみが行うことができる」という規定は、PTABの決定を上級官吏であるUSPTO長官等が単独で見直すことを不可能にしており、合憲ではないため施行できない。したがって、同規定に関わらずUSPTO長官はPTABの決定を見直すことができる。

USPTOは、上記の最高裁判決を踏まえて、2021年6月29日、PTABの決定をUSPTO長官がレビューするための暫定的な手続を開始したことを公表

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。